

# 情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告書

平成 23 年度

(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)

岸和田市

# 目 次

岸和田市情報公開条例の主な内容	2
岸和田市個人情報保護条例の主な内容	3
（参考）岸和田市自治基本条例との関わり	4
I 平成 23 年度 情報公開制度の運用状況	
1 公開請求及び申出の件数	5
（1）公開請求の内訳	5
（2）公開申出の内訳	5
2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況	5
3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況	
（1）平成 23 年度情報公開請求の内容等	6
（2）平成 23 年度情報公開申出の内容等	11
II 平成 23 年度 個人情報保護制度の運用状況	
1 開示請求等の件数	14
2 開示等の請求者の内訳	14
3 開示請求の実施機関別処理状況	14
4 開示請求の内容と処理状況	15
III 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会	
1 平成 23 年度 情報公開審査会の開催状況及び審査の内容	19
2 平成 23 年度 個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容	19
3 平成 23 年度 情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容	19
《資料編》	
情報公開審査会諮問・答申	21
個人情報保護審査会諮問・答申	21

## 岸和田市情報公開条例の主な内容

- (1) 「地方自治の本旨」、「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明記しました。

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の行政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

- (2) 情報公開制度を実施する機関と行政文書の範囲を定めました。(条例第2条)

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会

行政文書 決裁・供覧等の手続が終了した文書だけでなく、職務上作成又は取得し組織的に用いる次のもの

文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

- (3) 請求権者の範囲を設けました。(条例第5条及び第17条)

この情報公開制度が市民の市政に対する参加と監視の手段であり、制度の運用のための費用も市が負担する制度であることを考慮して、行政文書の公開を請求できるものは、広い意味の市民（市内に住所をもつ狭義の市民に限らず、市になんらかの関わりを持つもの）と範囲を定めました。

もともと、行政文書の公開を請求できるもの以外からの情報公開の申出であっても、可能な限り、公開するように努めています。

公開を請求できるもの（公開請求権者）

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 市の行政に利害関係を有するもの

公開を請求できるもの以外のもの（公開申出者）

- (1) 市外に住所を有する個人
- (2) 市外に住所を有する法人

- (4) 情報は公開を原則とし、非公開事項を限定しました。(条例第7条及び第8条)

非公開情報は、必要最小限の範囲に限定し、非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、請求された行政文書を公開しなければならないことを規定し、原則公開の考え方を明確にしました。

- (5) 公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行っています。

市が保有しているどんな情報でも、公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行うことができます。なお、公開請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に公開・非公開を決定し、決定の結果は、通知書により公開請求者に通知します。

## 岸和田市個人情報保護条例の主な内容

### (1) 個人情報とは？

氏名、住所、生年月日等の基本事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、所得、財産など、個人に関するすべての情報で、特定の個人が識別され、あるいは他の情報を組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるものをいいます。

### (2) 個人情報を適正に取扱うルールを定めています。

- ① 思想、信条、宗教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は原則として取り扱うことができません。(第7条)
- ② 個人情報を収集するときには、取扱う事務の目的を明確にして、目的の達成に必要な範囲内で、本人から収集することを原則とします。(第8条)
- ③ 収集した個人情報は、目的の範囲をこえて、内部で利用したり、外部に提供することは、原則として行いません。(第9条)
- ④ 個人情報は、正確で最新の状態で保有します。漏えい・き損・滅失等がないように適正に管理し、不要になったときは、速やかに廃棄します。(第13条)

### (3) 市が保有する個人情報について、自分の情報を確認することができます。

- ① 自分の情報が記録されている行政文書について開示を請求することができます。
- ② 行政文書に記録されている自分の情報に誤りがあるときは、その情報の訂正を請求することができます。
- ③ 取扱いの制限(第7条)、収集の制限(第8条)をこえて、自分の情報が取扱われているときは、その情報の消去を請求することができます。  
また、利用及び提供の制限(第9条)をこえて、目的外に利用されているときはその情報の利用の停止を、目的外に提供されているときはその情報の提供の停止を請求することができます。

### (4) 開示等の請求や開示等の実施は、情報公開コーナーで行います。

開示等の請求方法は、所定の「開示等請求書」を本人から情報公開コーナーに直接提出していただきます。(電話や郵便による請求はできません。)この時、本人であることを証明する書面(運転免許証など顔写真入りの公的機関が発行する証明書など)が必要です。なお、請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、開示請求は15日以内、訂正請求・利用停止等請求は30日以内に決定し、決定の結果は、通知書により請求者に通知します。

(参考) 岸和田市自治基本条例 (平成 17 年 8 月 1 日施行) との関わり

岸和田市では、平成 16 年 12 月に市の最高規範である「岸和田市自治基本条例」を制定し、その理念にのっとり市政運営を行っています。情報公開及び個人情報保護についても以下のとおり言及しており、両制度は「岸和田市自治基本条例」のもと運用されております。

(1) 「市民」及び「事業者」の知る権利を明記しています。

第 2 章 市民及び事業者の権利及び責務

(市民の権利)

第 4 条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

第 5 条 略

(事業者の権利)

第 6 条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(2) 情報の共有および個人情報の保護を明記しています。

第 7 章 市政運営の原則

(情報の共有)

第 21 条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 22 条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

# I 平成23年度 情報公開制度の運用状況（平成23年4月～平成24年3月）

## 1 公開請求及び申出の件数

	公開請求	公開申出	合計
平成23年度	70 件	46 件	116 件

### (1) 公開請求の内訳（条例第5条）

区 分	人数	件数
市内に住所を有する者	48	57
市内の事務所又は事業所に勤務する者	3	5
市内の学校に在学する者	—	—
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	4	4
市の行政に利害関係を有するもの	3	4
合 計	58	70

### (2) 公開申出の内訳（条例第17条）

区 分	人数	件数
市外に住所を有する個人	10	10
市外に住所を有する法人	22	36
合 計	32	46

## 2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況【（）内の数字は申出件数】

実 施 機 関	公開請求件数 (公開申出件数)	処 理 状 況 (単位: 件)						
		全部公開	部分公開	非公開	存否不応答	文書不存在	請求取下	適用外
市 長	48(27)	26(11)	12(11)	1(1)		4(2)	5(2)	
教育委員会	19(15)	2(7)	10(6)	2		3	2(2)	
選挙管理委員会	1		1					
公平委員会								
監査委員								
農業委員会	1		1					
固定資産評価審査委員会								
上下水道事業管理者	(3)	(1)	(1)				(1)	
消 防 長	1(1)	1(1)						
議 会								
合 計	70(46)	29(20)	24(18)	3(1)		7(2)	7(5)	

### 3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況

#### (1) 平成 23 年度情報公開請求の内容等

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
1	23. 4. 5 23. 4. 19	生活福祉課	①稼働年齢者能力活用指導要綱 ②稼働年齢者能力活用指導要綱策定にあたっての会議録	①公開 ②不存在			
2	23. 4. 5 23. 4. 11	固定資産税課	五軒屋町 292-1 付近の航空写真（平成 21 年撮影分）	公開			
3	23. 4. 11 23. 4. 21	生活環境課	事業系ごみのリサイクルを目的とする分別収集の方針や指導の予定のわかるもの	公開			
4	23. 4. 11 23. 4. 18	総務管財課	古紙の売り払い状況がわかる書類（平成 21・22 年度分）	部分公開	8-2-1		
5	23. 4. 11 23. 4. 21	生活環境課	平成 21・22 年度プラスチック類中間処理委託業務で受託業者が処理したペー ル化、フレーク化分のそれぞれの量の わかるもの	公開			
6	23. 4. 11	山直市民セン ター	山直市民センターの清掃警備委託につ いて、入札予定価格、最低落札価格、 落札業者、入札参加業者、落札金額が わかる書類				取下げ
7	23. 4. 19 23. 4. 21	固定資産税課	土生滝町 666-1 の航空写真（平成 21 年 撮影分）	公開			
8	23. 4. 25 23. 4. 28	固定資産税課	河合町 1155-6、下松町 1 丁目 444-1 付 近の航空写真（平成 21 年撮影分）	公開			
9	23. 4. 27 23. 5. 6	固定資産税課	下池田町 3 丁目 363-1 付近の航空写真 （昭和 44 年撮影分）	公開			
10	23. 5. 9 23. 5. 20	保育課	①岸和田市土地開発公社より、平成 18 年 6 月に岸和田市吉井町 1 丁目 172-1 の土地を城北保育所立替整備用地とし て、買い戻した起案（決裁）文書（契 約書を含む） ②城北保育所建替え整備計画	①部分公開 ②不存在	8-1-1	有	
11	23. 5. 23	道路河川課 建設指導課 公園街路課 東岸和田駅付 近高架対策室 丘陵地区整備 課 上下水道局総 務課	23 年度予算書について、委託料等の事 業内容の詳細（時期、場所、入札方法） のわかるもの				取下げ

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
12	23. 5. 23	介護保険課	岸和田市内の介護及び介護保険施設、 介護保険各種事業及び事業所の現状・ 問題点・対処方法の分かるもの				取下げ
13	23. 5. 23 23. 5. 26	固定資産税課	小松里町 255 の航空写真（昭和 44・60 年、平成 9 年撮影分）	公開			
14	23. 5. 26 23. 5. 26	固定資産税課	下池田町 262 の航空写真（平成 21 年撮 影分）	公開			
15	23. 5. 31 23. 6. 2	固定資産税課	春木泉町 1617-1 付近の航空写真（平成 21 年撮影分）	公開			
16	23. 6. 2 23. 6. 9	固定資産税課	山直中町 311.312-1 の航空写真（平成 21 年撮影分）	公開			
17	23. 6. 15 23. 6. 23	農業委員会事 務局	平成 22 年 12 月 8 日照会の「農地の転 用事実に関する照会書」における事務局 調査資料	部分公開	8-1-1		
18	23. 6. 27 23. 7. 11	道路河川課	道路河川課発注の平成 21・22 年度の業 務委託に係る入札調書（予定価格、最 低制限価格、落札金額ほか、入札結果 一式がわかる資料）	部分公開	8-2-3		
19	23. 6. 27 23. 7. 11	公園街路課	公園街路課発注の平成 21・22 年度の業 務委託に係る入札調書（予定価格、最 低制限価格、落札金額ほか、入札結果 一式がわかる資料）	部分公開	8-2-3		
20	23. 7. 4	公園街路課	平成 15 年 5 月 19 日に市へ提出された 審査請求書とその処理経過がわかる書 類				取下げ
21	23. 7. 4 23. 7. 4	固定資産税課	地蔵浜町の航空写真（平成 21 年度撮 影分）	公開			
22	23. 7. 8 23. 7. 20	消防本部予防 課	消防法による命令の公告（〇〇分）	公開			
23	23. 7. 22 23. 8. 5	福祉政策課	①平成 23 年 4 月 1 日付で福祉政策課へ 提出のあった、老人クラブ〇〇の補助 金申請書 ②岸和田市老人クラブ連合会の規約	①不存在 ②公開			
24	23. 7. 25 23. 8. 8	①産業政策課 ②③文化国際 課	①平成 23 年度市営旧港地区立体駐車場 の管理及び運営に関する基本協定書、 年度協定書 ②平成 23 年度浪切ホール等の管理及び運 営に関する基本協定書、年度協定書 ③JTB・南海グループが提出した指定管 理者指定申請書（様式 2・3・4）	部分公開	① ② 8-2-1 ③ 8-1-1		
25	23. 7. 27 23. 8. 1	人事課	昭和 58 年職員名簿（市民病院医局、外 科部分のみ）	部分公開	8-1-1		



No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
26	23. 8. 22 23. 8. 31	学校教育課	春木中学校における学習支援アドバイザーの平成 21 年 4 月～12 月の勤務時間管理表、賃金支払いを証明する書類	部分公開	8-1-1		
27	23. 8. 22 23. 9. 2	教育総務課	春木中学校に勤務する〇〇の出勤簿、年次有給休暇届、特別休暇願（平成 20～22 年度分）	部分公開	8-1-1		
28	23. 8. 22 23. 9. 1	スポーツ振興課	春木中学校に関する学校体育施設利用団体登録届（〇〇〇分）	部分公開	8-1-1		
29	23. 8. 30	生涯学習課	生涯学習課の平成 21～23 年の事務分掌				取下げ
30	23. 8. 31 23. 8. 31	固定資産税課	西之内町 510 番付近 S45. 50. 55 頃 航空写真	公開			
31	23. 9. 13 23. 9. 27	学校教育課	〇〇の春木中学校における「放課後学習支援アドバイザー勤務」の実施日（H21 年 5/13、6/3、6/10、6/17）の活動日誌一式	公開			
32	23. 9. 13 23. 9. 27	学校教育課	〇〇が H21 年 4 月～12 月の間において春木中学校内で〇〇の業務を行ったようであるが、利用を許可した書類一式（どの部屋を使用したか、PC、FAX など機材も含め）	不存在			
33	23. 9. 13 23. 9. 27	教育総務課	〇〇の学校日誌一式 平成 21 年 4/1～6/30 の間は毎日の日誌が必要	部分公開	8-1-1		
34	23. 9. 27 23. 10. 3	固定資産税課	下松町 829-4 昭和 44 年、53 年、57 年、60 年、63 年、平成 3 年、6 年、9 年、12 年、15 年の航空写真	公開			
35	23. 10. 4 23. 10. 4	固定資産税課	加守町 2 丁目 558 番 5 付近 航空写真	公開			
36	23. 10. 17 23. 10. 17	固定資産税課	山直中町 1240-4 付近 航空写真 昭和 43 年撮影分	公開			
37	23. 10. 19 23. 11. 1	文化国際課	浪切ホール立駐指定管理者申請書様式 4 平成 23 年度別収支計画書の収入項目・その他収入明細書、平成 23 年度別収支計画書の支出項目・その他収入明細書、保守管理明細、賃借料明細、自主文化事業計画書明細	公開			

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
38	23.10.21 23.11.4	文化国際課	岸和田市立浪切ホールの管理及び運営に関する基本協定（平成23年3月25日締結）第18条第2項に示された指定管理料の詳細（平成23年度協定分）	不存在			
39	23.11.21 23.11.25	総務管財課	岸和田田治米財産区協議会より平成6年2月に提出された財産区財産処分申請書	部分公開	8-1-1		
40	23.11.25 23.11.25	固定資産税課	昭和57年、60年、63年航空写真 岸和田市磯上町6丁目766番地112	公開			
41	23.12.6 23.12.15	学校教育課	春木中学校運動場緑化委員会の収入と支出に関する資料一式①寄付金に関して（寄付金の年月日、寄付者名、金額、領収書）、銀行通帳写し②支出に関して（年月日、支払先、領収書、明細等）③帳簿一式	部分公開	8-1-1 8-2-1		
42	23.12.6 23.12.15	教育総務課	①春木中学校〇〇の個人情報漏洩に関する処分関連書類一式（府教育委員会と市教育委員会）②特に市教育委員会から府教育委員会へ提出した書類一式	①部分公開 ②非公開	8-1-1		
43	23.12.9 23.12.22	選挙管理委員会事務局	本年4月24日執行の岸和田市議会議員選挙の「岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例による請求書類	部分公開	8-1-1 8-2-1		
44	23.12.16 23.12.28	文化国際課	岸和田市立浪切ホール指定管理者の平成23年度上半期収支状況報告	公開			
45	23.12.21 23.12.21	固定資産税課	尾生町1458番付近（昭和44年、平成21年分）	公開			
46	23.12.27 24.1.5	道路河川課	道路占有許可書（岸和田市指令建道第2011011043号）	部分公開	8-1-1 8-2-1		
47	23.12.28	産業高等学校	産業高等学校①生徒数の変遷②職員数の変遷③教室等施設の状況④卒業生の就職・進学状況⑤出身地域⑥資格等の取得状況、平成22年3月23日付岸和田市産業教育審議会による答申の3ページ7行目にある地域社会、8行目の地域産業及び最後の行にある地域の範囲のわかるもの				取下げ
48	24.1.23 24.1.23	固定資産税課	岸和田市河合町1880-2、1799-2 昭和44年度、昭和53年度の航空写真	公開			
49	24.1.30 24.2.2	総務管財課	岸和田市下松町1202番2の入札結果、応札状況	部分公開	8-1-1		
50	24.2.17 24.2.17	固定資産税課	岸和田市西之内町8-2付近の航空写真	公開			

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
51	24. 2. 17 24. 2. 17	固定資産税課	航空写真最新のもの（磯上町 2 丁目 18 番）	公開			
52	24. 2. 20	公営競技事業所	岸和田競輪場駐車場 地番ごとの契約金額の書類（直近のもの）				取下げ
53	24. 2. 23 24. 3. 22	学校教育課	春木中学校 学校体育施設開放事業運営事務委託料振込先通帳（写し） ①平成 21 年度・平成 22 年度、②平成 23 年度分	①不存在 ②部分公開	8-1-1 8-2-1		
54	24. 2. 27 24. 3. 6	建築住宅課	〇〇、〇〇が市から受注した事業（入札、随契、いずれも）のわかる資料（2010 年度、2011 年度分 金額・工事内容など）	部分公開	8-1-1		
55	24. 2. 27 24. 3. 23	学校教育課	市立春木中グラウンドの芝生緑化事業についての文書	①公開 ②非公開 ③不存在	8-2-1		
56	24. 2. 14 24. 2. 28	スポーツ振興課	春木中学校 学校体育施設開放運営事務委託料の平成 21 年度及び平成 22 年度の領収書（原紙）	部分公開	8-2-1		
57	24. 2. 28 24. 3. 12	生涯学習課	平成 23 年度分学校支援地域本部事業春木中学校区の経費に関わる書類、領収書	部分公開	8-1-1 8-2-1		
58	24. 3. 1 24. 3. 12	生涯学習課	春木中学校の学校支援地域本部事業に関する報告書及び領収書（納品・請求書を含む）並びに通帳（写し）類の全て 過去全て	部分公開	8-1-1 8-2-1		
59	24. 3. 30 24. 3. 30	固定資産税課	昭和 44 年の現八阪町付近の航空写真	公開			
60	24. 3. 30 24. 4. 13	経営管理課	平成 23 年度市民病院の病室に設置しているレンタルテレビについて業者を選定した経過のわかる書類（平成 22 年 10 月の選定委員会を含む）	①公開 ②部分公開 ③非公開	8-2-1		

(2) 平成 23 年度情報公開申出の内容等

No.	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	備考
1	23. 4. 1	市街地整備課	平成 12 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日に換地処分された事業についての施工地区位置図	公開		
2	23. 4. 25	建設指導課	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日に確認のおりた「建築計画概要書」の 2・3 面	公開		
3	23. 5. 24	市民課	①住居表示に関する条例第 3 条第 4 項による書類（付番通知書）、②住居表示に関する条例第 3 条第 1 項の届出の処理状況を一覧表にした書類、③住居表示の付定のあった物件を含む住居表示台帳	①③ 部分公開 ②不存在	8-1-1 8-2-1	
4	23. 6. 1	学校教育課	①平成 23 年度使用の小学校教科用図書に関する選定委員会名簿、②調査員名簿、教科書採択議事録	①部分公開 ②公開	8-1-1	
5	23. 6. 3	固定資産税課	神須屋町 21-1 の航空写真（昭和 43 年～平成 12 年撮影分）	公開		
6	23. 6. 13	建設指導課	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 5 月 31 日に確認のおりた「建築計画概要書」の 2・3 面	公開		
7	23. 6. 29	経営管理課	平成 14 年 3 月 19 日～平成 23 年 3 月 31 日、岸和田市民病院へ管轄の労働基準監督署から交付された是正勧告書	不存在		
8	23. 6. 30	①生活環境課 ②児童育成課 ③保育課 ④経営管理課 ⑤上下水道局総務課 ⑥スポーツ振興課 ⑦郷土文化室 ⑧消防本部総務課	平成 22 年度に締結した損害保険契約（年間保険料 10 万円以上）の保険証券または契約内容のわかるもの	④⑤⑧公開 ①②③④⑤ ⑥⑦部分公開	④ 8-1-1 ① ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ 8-2-1	
9	23. 7. 22	教育総務部総務課	岸和田市立小学校、中学校、高校に勤務する教職員名簿（平成 23 年分）	公開		
10	23. 8. 8	市民課	町別人口表（外国人）			取下げ
11	23. 8. 30	固定資産税課	筋海町 570-1 付近の航空写真（平成 21 年撮影分）	公開		
12	23. 9. 1	学校教育課	平成 24 年度中学校教科書用図書の選定報告書（書写・数学・理科・保体）、選定委員及び教科調査員（書写・数学・理科・保体）の名簿、選定日程表	公開 部分公開	8-1-1	
13	23. 9. 5	学校教育課	平成 24 年度中学校教科書用図書の選定に関する文書	公開 部分公開	8-1-1	

No.	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	備考
14	23.9.9	介護保険課	平成23年3月末までに個人情報開示請求された〇〇及び〇〇の要介護等認定調査票等に関する決裁と添付書類一式	非公開	8-1-1	
15	23.9.13	学校教育課	平成24年度中学校教科用図書選択に関する文書、選定委員名簿、調査員名簿、採択業務日程資料、調査員調査資料並びに選定委員選定資料(国・書・社・数・理・音・英)			取下げ
16	23.9.13	学校教育課	平成24年度使用中学校教科用図書選定に関する資料(全科目)。選定委員名簿、調査委員名簿、答申資料、調査委員会調査資料、調査の圏点、会議の日程表、定例教育委員会の内容			取下げ
17	23.9.15	都市計画課	岸和田駅1号自転車駐車場外3施設の指定管理者選定に関する現指定管理者(〇〇)の提案した事業計画書	部分公開	8-1-1 8-2-1	
18	23.9.15	学校教育課	平成24年度使用中学校教科書用図書採択に関する資料、臨時教育委員会会議議事録、教科書調査報告書(国語・書写・英語)	公開		
19	23.9.27	学校教育課	平成24年度使用中学校教科書用図書選定に関する資料、調査委員会調査資料、調査の観点	公開		
20	23.10.6	建設指導課	岸和田市内畑町1815番、3786番の宅地造成に対する許可申請及び許可に関する一切の書類	部分公開	8-2-1 8-1-1	
21	23.10.6	建設指導課	岸和田市内畑町1785番1の一部及び1815の宅地造成に対する許可申請及び許可に関する一切の書類	部分公開	8-2-1 8-1-1	
22	23.10.11	固定資産税課	航空写真 並松町25-17	公開		
23	23.10.17	固定資産税課	大沢町1780番地付近の昭和63年、平成3年、平成21年の航空写真	公開		
24	23.11.30	生活福祉課	平成23年度生活保護法等における診療報酬明細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書、契約書及び契約金額	部分公開	8-2-1	
25	23.11.30	国民健康保険課	平成23年度国民健康保険レセプト等点検業務委託契約書	部分公開	8-2-1	
26	23.12.20	環境保全課	〇〇における特定施設届出の関連資料	部分公開	8-1-1	
27	23.12.26	生活環境課	指定ごみ袋保管・配送業務の契約金額・仕様書			取下げ
28	24.1.17	学校教育課	平成24年度使用岸和田市中学校教科書用図書選択に関わる資料一式	公開 部分公開	8-1-1	
29	24.1.18	建設指導課	平成元年度建築確認申請受付簿の写し	公開		

No.	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用条項	備考
30	24.2.3	上下水道局総務課	平成 17.18 年度、上下水道事業特別会計の予算・決算書、打ち切り決算書、開始貸借対照表			取下げ
31	24.2.13	固定資産税課	岸和田市加守町1丁目航空写真	公開		
32	24.3.27	生活環境課	H22.23 年度ごみ袋の製造に関する仕様書、業者、金額がわかるもの	公開		

※ 適用条項について一条例 8 条（公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書）

・ 8-1-1（第 8 条第 1 項第 1 号）・・・個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

・ 8-2-1（第 8 条第 2 項第 1 号）・・・法人等情報

法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

・ 8-2-3（第 8 条第 2 項第 3 号）・・・事務事業執行情報

市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

## Ⅱ 平成 23 年度 個人情報保護制度の運用状況（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）

### 1 開示請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
平成 23 年度	52 件	0 件	0 件	52 件

### 2 開示等の請求者の内訳

区 分	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
本人	49	—	—	49
法定代理人	2	—	—	2

### 3 開示請求の実施機関別処理状況

実 施 機 関	開示請求の件数	処 理 状 況（単位：件）					
		開示	部分開示	非開示	存否不応答	文書不存在	請求取下
市長	50	16	28			6	
教育委員会	1					1	
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
上下水道事業管理者							
消防長	1		1				
議 会							
合 計	52	16	29			7	

4 開示請求の内容と処理状況

No.	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
1	23.4.6 23.4.18	本人	医療マネジメント課	産婦人科の外来カルテ	部分開示	17-1		
2	23.4.6 23.4.19	本人	医療マネジメント課	精神神経科の外来カルテ	部分開示	17-1		
3	23.4.18 23.5.2	本人	医療マネジメント課	市の保有するすべてのカルテ	部分開示	17-1		
4	23.4.28 23.5.6	本人	医療マネジメント課	平成18年11月1日～平成19年2月28日の入院カルテ	部分開示	17-1		
5	23.5.2 23.5.6	成年後 見人	医療マネジメント課	〇〇にかかる外来カルテ	開示			
6	23.5.23 23.5.25	本人	医療マネジメント課	平成12年12月10日施行の手術に関する記録	開示			
7	23.5.24 23.5.30	本人	医療マネジメント課	昭和56年～平成7年の肝炎の診療に関するカルテ	部分開示	17-1 17-3		
8	23.5.24 23.5.30	本人	医療マネジメント課	市の保有するすべてのカルテ	部分開示	17-1 17-3		
9	23.6.2 23.6.9	本人	児童育成課	平成23年5月31日提出の児童扶養手当認定書類における「父の就労に関する調書」	開示			
10	23.6.10 23.6.24	本人	生活福祉課	平成20年6月24日の1回目の生活保護申請に対し、市が交付した決定文書	不存在			
11	23.6.20 23.6.27	本人	医療マネジメント課	歯科口腔外科のカルテ	部分開示	17-1		
12	23.6.22 23.6.28	本人	医療マネジメント課	平成19年4月26日～28日のカルテ	部分開示	17-1		
13	23.7.8 23.7.20	本人	医療マネジメント課	市の保有するすべてのカルテ外来診療録	部分開示	17-1		
14	23.7.4 23.7.19	本人	公園街路課	①平成15年5月19日に市へ提出された審査請求書とその処理経過がわかる書類 ②平成15年5月19日に市へ提出された審査請求書に基づく協議録	①部分開示 ②不存在	17-1		
15	23.7.19 23.7.25	本人	医療マネジメント課	市の保有する入院・外来診療録	開示			
16	23.7.20 23.7.27	本人	国民健康保険課	平成21年4月～10月の柔道整復術療養費支給申請書（〇〇整骨院）	開示			
17	23.8.1 23.8.4	本人	介護保険課	認定調査票、主治医意見書（平成18年6月2日、平成19年5月21日、平成20年4月25日認定分）	開示			



No.	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
18	23. 8. 4 23. 8. 10	本人	医療マネジメント課	甲状腺手術に関するカルテ	部分開示	17-1		
19	23. 8. 5 23. 8. 17	本人	医療マネジメント課	消化器内科のカルテ	部分開示	17-1 17-3		
20	23. 8. 9 23. 8. 15	本人	市民課	戸籍謄本・抄本等申請書（郵送申請分）	開示			
21	23. 8. 16 23. 8. 22	本人	医療マネジメント課	平成 23 年 8 月 7 日以降のカルテ	開示			
22	23. 8. 19 23. 8. 22	本人	医療マネジメント課	泌尿器科における入院・手術に関するカルテ	部分開示	17-1		
23	23. 8. 23 23. 9. 2	本人	医療マネジメント課	平成 18 年 11～12 月の手術に関するカルテ	部分開示	17-1		
24	23. 9. 2 23. 9. 6	本人	介護保険課	〇〇及び〇〇の介護認定調査票と意見書	開示			
25	23. 9. 2 23. 9. 13	本人	医療マネジメント課	〇〇にかかるカルテ全て	部分開示	17-1 17-3		
26	23. 9. 12 23. 9. 16	本人	医療マネジメント課	形成外科における外来診療録	部分開示	17-1		
27	23. 9. 13 23. 9. 16	本人	市民課	平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年度 8 月 31 日までの住民票及び戸籍に関する交付申請書	部分開示	17-1 17-3		
28	23. 9. 16 23. 9. 22	本人	消防署	〇〇にかかる救急活動記録票	部分開示	17-1		
29	23. 9. 21 23. 9. 30	本人	介護保険課	〇〇及び〇〇の要介護度・認定日の履歴を記載した書類（ライフパートナーの受給者情報で管理）	開示			
30	23. 9. 30 23. 10. 13	本人	学校教育課	H18 年より（桜台中学校内での）スクールカウンセラー〇〇先生との（クライアント・〇〇）内容での報告等、またそれに関する事	不存在			
31	23. 10. 5 23. 10. 19	本人	介護保険課	〇〇及び〇〇の平成 17 年 11 月 22 日に認定に使用された「介護認定調査票及び主治医意見書」	不存在			
32	23. 10. 4 23. 10. 7	本人	医療マネジメント課	私の消火器内科に係るカルテ全て	部分開示	17-3		
33	23. 10. 19 23. 10. 31	本人	固定資産税課	（請求者が提出した）要望に対する岸和田市長の見解を示した書類	不存在			
34	23. 10. 31 23. 11. 2	本人	市民課	平成 23 年 9 月 26 日以降の住民票、戸籍関係証明書等交付申請書	部分開示	17-3		

No.	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
35	23. 11. 29 23. 12. 7	本人	医療マネジメント課	入院と外来のカルテ全て。肝炎に関するもの全て	部分開示	17-1 17-3		
36	23. 12. 8 23. 12. 20	法定代理人	市民課	〇〇の平成 23 年 10 月 27 日以後の住民票交付申請書	部分開示	17-1 17-3		
37	23. 12. 12 23. 12. 19	本人	介護保険課	介護保険の認定に使用した主治医意見書、認定調査票（平成 20 年 11 月 17 日、平成 22 年 2 月 12 日認定分）	開示			
38	23. 12. 14 23. 12. 20	本人	医療マネジメント課	医療記録（カルテ）のうち、現存するもの内で下記のもの① B 型肝炎ウイルスの感染、もしくは肝疾患に関して受診したもの全て②通院及び入院双方含む。サマリーも含めて全て必要③看護記録、診療報酬明細、紙コピーが困難な写真・画像は除く	部分開示	17-1 17-3		
39	23. 12. 20 23. 12. 27	本人	医療マネジメント課	11 月 21 日脳外以降に入院、11 月 30 日手術時以降～現在まで	部分開示	17-1		
40	23. 12. 21 24. 1. 4	本人	医療マネジメント課	〇〇の H20. 2 月通院のカルテ	開示			
41	23. 12. 22 24. 1. 4	本人	医療マネジメント課	私にかかる外来のカルテ	部分開示	17-1		
42	23. 12. 26 24. 1. 5	本人	固定資産税課	（請求者が提出した）要求書に対する岸和田市長の見解を示した書類	不存在			
43	23. 12. 27 24. 1. 5	本人	固定資産税課	（請求者が提出した）要求書に対する岸和田市長の見解を示した書類	不存在			
44	24. 1. 26 24. 2. 2	本人	医療マネジメント課	平成 21 年度 10 月第 2 日曜日入院分カルテ等	開示			
45	24. 1. 31 24. 2. 8	本人	医療マネジメント課	〇〇の全てのカルテ	部分開示	17-1		
46	24. 2. 8 24. 2. 17	本人	医療マネジメント課	私の消化器内科のカルテ全て	部分開示	17-1 17-3		
47	24. 2. 15 24. 2. 29	本人	生活福祉課	平成〇年〇月頃に貴庁生活福祉課を訪れたヤミ金融業者と同課職員との対応の一切を記録したケース記録の全て	部分開示	17-1		
48	24. 3. 1 24. 3. 8	本人	固定資産税課	未登録家屋名義訂正願及び添付書類の閲覧（複写）	開示			
49	24. 3. 19 24. 3. 29	本人	医療マネジメント課	2009. 11. 11 初診以来 2011. 1. 19 死去に至るまでのカルテ	部分開示	17-1 17-3		
50	24. 3. 27 24. 4. 4	本人	医療マネジメント課	H22年5月の交通事故で受診した際の診断書とレセプト	開示			

No.	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
51	24.3.30 24.4.4	本人	医療マネジ メント課	〇〇の平成23年7月13日にか かるカルテ全て	開示			

※ 適用条項について—条例17条（開示しないことができる個人情報）

- ・17-1（第17条第1号）・・・第三者情報

開示請求をした者（当該者が法定代理人であるときは、本人。以下「開示請求者」という。）以外の第三者に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する者を除く。）を含む情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの

- ・17-3（第17条第3号）・・・法人等の情報

法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

### Ⅲ 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会

#### 1 平成23年度情報公開審査会の開催状況及び審査の内容

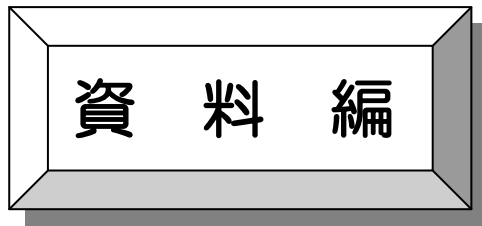
回数	開催日	審査の内容
第1回	平成23年11月4日	<b>諮問第23-1号</b> 平成23年7月17日付け不服申立に対する諮問 (保育課)

#### 2 平成23年度個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容

回数	開催日	審査の内容
第1回	平成23年6月4日	<b>諮問第44号</b> 平成23年2月18日付け不服申立に対する諮問 (建設指導課)
第2回	平成23年7月12日	<b>諮問第44号</b> 平成23年2月18日付け不服申立に対する諮問 (建設指導課) <b>諮問第45号</b> 児童虐待防止ネットワークにかかる個人情報の電子 計算機処理について (生活福祉課)
第3回	平成24年2月10日	<b>諮問第46号</b> 個人情報の電子計算機処理について (生活福祉課) <b>諮問第47号</b> 宛名管理システムの稼動に伴う個人情報の目的外利用 について (生活福祉課)

#### 3 平成23年度情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容

回数	開催日	審議の内容
開催されていません。		



資料編

## ■情報公開審査会

### ▼諮問第 23-1 号

#### 【異議申立ての趣旨】

岸和田市土地開発公社より保育所建替え整備用地として買い戻した起案文書の情報公開請求に対し実施機関が境界確定図における個人名と立会証明を非公開とした決定、及び保育所建替え整備計画の情報公開請求に対し実施機関が不存在を理由に非公開とした決定を取り消し、公開することを異議申立人が求めたもの

#### 【異議申立人の主張】

岸和田市土地開発公社より保育所建替え整備用地として買い戻した起案文書について①条例第 12 条第 1 項の規定に違反しており条例軽視である②非公開部分が不明である③行政文書の写しが交付されていない。

保育所建替え整備計画について①岸和田市土地開発公社から保育所建替え整備用地として買い戻した目的は明確で、市としての何らかの意思決定が図られている②市議会予算特別委員会での担当課長の答弁に「整備計画に基づいて」「整備計画の一つとしましては」「第 2 次計画の案」という表現がある③地方自治法第 211 号第 1 項および第 2 項の規定から、予算書作成にあたっては整備計画が存在しなくては予算額の算定が困難である。

#### 【実施機関の主張】

岸和田市土地開発公社が保育所建替え整備用地として買い戻した起案文書について①条例第 12 条第 1 項の規定に違反しており条例軽視である②非公開部分が不明である③行政文書の写しが交付されていないの 3 点を理由として決定の取り消しを求めているが①平成 23 年 5 月 20 日に異議申立人に対し公開請求文書の提示を行い事実上応答しており、また、仮に条例第 12 条第 1 項の規定に違反していることのみを理由に決定を取り消した場合に実施機関が新たに行う処分は当該部分公開と全く同一内容になることが明らかであるため、取り消す実益が存在しない②非公開部分が当該決定通知書に明示されており異議申立人の主張には理由がない③異議申立人が写しの交付を拒否した事実が存在することから異議申立人の主張には理由がない。

保育所建替え整備計画については、凍結状態にあり作業の着手にも至っていないことから、整備計画書なる行政文書は存在しない。

### ▼答申第 23-1 号

岸和田市土地開発公社より保育所建替え整備用地として買い戻した起案文書の情報公開請求に対し実施機関が境界確定図における個人名と立会証明を非公開とした決定、及び保育所建替え整備計画の情報公開請求に対し実施機関が不存在を理由に非公開とした決定は妥当である。

## ■個人情報保護審査会

### ▼諮問第 44 号

#### 【異議申立ての趣旨】

異議申立人である株式会社のコンクリート・アスファルトリサイクルプラント設置に関する全ての関係課の情報、建設指導課に関しては事前相談から今に至るまでの議事録全て、岸和田市役所内部での会議の結果の全てについての個人情報開示請求について、実施機関が条例第 17 号第 4 項及び条例第 17 号第 5 項の規定により一部非開示とした決定を取り消し、公開することを異議申立人が求めたもの。

#### 【異議申立人の主張】

対象文書はいずれも条例第 17 条の各号に該当しない。

対象文書が非開示理由がないにもかかわらず無限定・包括的に非開示とされたのは違法な処分である。

交付された個人情報部分開示決定通知書の開示することができない理由の記載は、書面自体から開示できない理由が十分に理解され得るほどの記載内容であったとは言い難く、条例第 20 条第 3 項の規定に違反している。

#### 【実施機関の主張】

対象文書には異議申立人と関係しない他の法人等に係る案件についての記述が含まれており、これを広く公開することは当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため条例第 17 条第 3 号を適用し当該部分を非開示とした。

また対象文書には異議申立人の設置しようとするコンクリート・アスファルトリサイクルプラントの許認可に関する事務について意思形成過程の途上にある情報があり、開示することで自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあること、当該事業の達成ができなくなるおそれがあることから条例第 17 条第 4 号及び第 5 号を適用し当該部分を非開示とした。

異議申立人に交付された個人情報部分開示決定通知書の開示することができない理由の記載については、書面自体から開示できない理由が十分に理解され得るほどの記載内容であったとは言い難いため、条例第 20 条第 3 項の規定に係る異議申し立てを認容し、開示することができない理由についてより分かりやすい記載を行う。

対象文書の会議での発言内容を記載した部分は文章の部分ごとに分解して開示できるものではない。また、対象文書である会議録は全体を無限定・包括的に全部非開示としてはおらず、非開示事由に該当しない会議開催日時、出席者氏名等については開示しており、条例第 18 条の規定の基づく適正な処理である。

#### ▼答申第 44 号

平成 24 年 3 月 31 日現在、審査中

#### ▼諮問第 45 号

市では、児童虐待ケース情報の一元化や関係機関との連携、調整などを目的とし、平成 16 年 6 月に「岸和田市児童虐待防止ネットワーク」を構築、平成 19 年 6 月の児童福祉法改正によりこのネットワークが「要保護児童対策地域協議会」と位置づけられた後も引き続き関係機関と連携し事業を行っており、対象児童について紙で保有している児童台帳を新たに電子計算機処理で管理しようとするものである。

#### ▼答申第 45 号

平成 23 年 7 月 7 日付、諮問第 45 号で諮問のあった岸和田市児童虐待防止ネットワークにかかる個人情報の電子計算機処理については、児童虐待防止ネットワーク（以下「本事業」）に係る市の保有する情報を電子計算機処理することにより、情報共有等の充実につながるとともに、事務の効率化等に資するものであり、必要であると認められる。

また、個人情報保護対策については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないよう、適切な措置をとられることが予定されていると認められる。

本事業は、センシティブな内容を含む個人情報も取扱うため、プリントアウトしたハードコピーの適正な管理を図るなど、システムの運用にあたり慎重な取り扱いに配慮されたい。

#### ▼諮問第 46 号

市では①障害者手帳にかかる事務②自立支援医療③特別障害者手当等について、既に電子計算機による情報処理を行っている情報に現在は紙で保有している情報を加え、新たな電算システムを構築し電子計算機処理を行おうとするものである。

#### ▼答申第 46 号

平成 24 年 2 月 10 日付、諮問第 46 号で諮問のあった、障害者手帳、自立支援医療、及び特別障害者手当等に関する事務に係る個人情報の電子計算処理については、事務の効率化や事務執行の適

正化に資するものであり、必要であると認められる。

なお、本システムに関しては、適切な個人情報保護対策が予定されていると認められるが、本件で取扱う個人情報はセンシティブなものであるため、紙ベースで保管する書類も含め、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう適切な管理を徹底されたい。

#### ▼諮問第 47 号

市では、現在ホストコンピュータで稼働中の住民記録系・福祉系システムを再構築中であり、(株)日立情報システムズの提供する業務パッケージ『e-ADWorld2』の導入を決定した。『e-ADWorld2』導入・稼働に伴い、そのサービスの対象である住民の宛名を統合的に管理するシステム「宛名管理システム」において個人情報を目的外利用しようとするものである。

#### ▼答申第 47 号

平成 24 年 2 月 10 日付、諮問第 47 号で諮問のあった宛名管理システムの稼働に伴う個人情報の目的外利用については、事務の効率化や事務執行の適正化に資するものであり、必要であると認められる。

また、本システムに関しては適切な個人情報保護対策が予定されており、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められる。

なお、本システムについては、今後、今回諮問された業務以外の業務への利用を拡大することも予想される。利用の拡大については、利用目的の公益性、行政運営の効率化や行政サービス向上等の観点等から必要性を判断し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り認めることとする。